

○厚生労働省告示第三百八十七号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項の規定に基づき、平成二十一年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成二十年厚生労働省告示第四百十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

- 一 雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する貸金日額の最低額 四千四十円
- 二 雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定により就職促進手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる貸金日額の範囲となる額 四千四十円以上一万千六百八十円以下の額